


所管部課	市民部 保険年金課	部長	広沢 光政	
件名	東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について			
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課			
	機関			
<p>1. 要旨</p> <p>平成28年度から国民健康保険税の税率等の改定によって4方式から2方式に変更となるため、国民健康保険税納税通知書の様式を変更したい。 その他、様式に記載する文言の修正をしたい。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の税率等の改定によって4方式から2方式になるため、様式の変更を行う。 国民健康保険税の減免に係る申請期限の延長を行う。 行政不服審査法の改正に伴い、各様式の教示文の修正を行う。 <p>(2) 対象となる様式</p> <p>第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式、第7号様式～第10号様式</p> <p>(3) 施行日</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容が解りやすい納税通知書等を送付することができる。 事務の効率化が図れる。 				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、改正の手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。